令和８年４月

兵庫県柔道少年団加盟団体　各位

兵庫県柔道連盟
兵庫県柔道少年団

兵庫県柔道少年団加盟団体における退団・移籍について

１　基本的な考え

少年団加盟団体（以下「団体」という）並びに保護者等は、柔道を通して青少年の健全育成を目的として、特に移籍については青少年が柔道から離れることなく引き続き修行を続けられる環境づくりに努めるものとする。

２　退団・移籍について

団体を退団しようとするときは、団体指導者に相談するなど十分な話し合いの時間を持つことが望ましく、円満かつ誠実な対応を心がけるものとする。

退団の手続きについては、団体にその規約があればそれに従い、規約の制定がなければ、おおむね次の通りとする。

○　退団予定日の１か月前までに団体代表者に申し出るものとする。
　但し、転居等により急な場合は速やかに申し出るものとする。

○　移籍を検討する場合、原則として在籍団体の指導者に事前相談を行い、移籍先が決定した際は在籍団体へ速やかに意思を伝えることが望ましい。

○　団体の代表者は退団を承認したときは速やかに「全日本柔道連盟会員システム」により「退部処理」を行うものとする。
（処理を終了する期日は１か月を目途にする）

○　全柔連登録 ID を必要とする大会においては、移籍後６か月は出場できないこととする。

３　その他

上記に定めがない事項については「青少年の最善の利益」を最優先にお互いに理解してトラブルの無いよう努める。